

高松高等裁判所 平成 29 年(ラ)第 100 号

伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 須藤 昭 男 外 9 名

相手方 四国電力株式会社

即時抗告理由補充書 2-1

(放射性廃棄物と差止請求権。相手方準備書面(19)に対する反論)

2018(平成30)年1月31日

高松高等裁判所 第 2 部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 薦田伸夫	弁護士 河合弘之
弁護士 東俊一	弁護士 海渡雄一
弁護士 高田義之	弁護士 青木秀樹
弁護士 今川正章	弁護士 只野靖
弁護士 中川創太	弁護士 甫守一樹
弁護士 中尾英二	弁護士 井戸謙一
弁護士 谷脇和仁	弁護士 中野宏典
弁護士 山口剛史	弁護士 鹿島啓一
弁護士 定者吉人	弁護士 足立修一
弁護士 望月健司	弁護士 端野真
弁護士 松岡幸輝	弁護士 橋本貴司
弁護士 能勢顯男	弁護士 山本尚吾
弁護士 胡田敢	弁護士 高丸雄介
弁護士 前川哲明	弁護士 南拓人
弁護士 竹森雅泰	弁護士 東 翔
弁護士 大河陽子	

目次

第1	はじめに.....	4
第2	双方の主張.....	4
1	抗告人らの主張.....	4
(1)	「自分で出したごみは自分で片付けなさい」	4
(2)	廃棄物処理原則	4
(3)	各発電所内での保管	4
(4)	高レベル放射性廃棄物の最終処分場.....	5
(5)	システムが未完結なままの再稼働.....	5
(6)	「そのうち誰かが何とかするだろう」	5
(7)	2. 5万本の10万年間の脅威	5
(8)	処分の困難と膨大なコスト.....	5
(9)	将来世代への押し付け	5
(10)	大人の良識	5
(11)	伊方3号炉再稼働の意味.....	6
(12)	処分場.....	6
(13)	核燃料サイクルの行き詰まり	6
(14)	核燃料サイクルは再生核燃料の使用の面でも行き詰まり	7
(15)	貯蔵の限界	7
(16)	プールでの長期貯蔵.....	7
(17)	場当たりの再稼働	7
(18)	放射性廃棄物の量	8
(19)	貯蔵の余裕はない	8
(20)	使用済核燃料の危険性.....	8
(21)	膨大なバックエンドコスト	8

(22)	「原子力政策大綱」違反	8
(23)	日本学術会議の提言違反	9
(24)	再稼働のリスク	9
2	相手方の主張	9
第3	低レベル廃棄物.....	10
第4	使用済のウラン燃料, MOX燃料.....	10

第1 はじめに

平成29年11月14日付相手方準備書面(19)は、2017(平成29)年10月24日付抗告人ら即時抗告理由補充書2(放射性廃棄物と差止請求権)に対する反論という体裁をとってはいるが、まるで古びたお題目を唱えるだけのような書面で、全く反論になっていない。

第2 双方の主張

1 抗告人らの主張

上記補充書2において、抗告人らは、次のように主張した。

(1) 「自分で出したごみは自分で片付けなさい」

「自分で出したごみは自分で片付けなさい」と言って幼い子供をしつけるが、原子力の世界ではこれが実行できておらず、私達は、今、恥の感覚なくして、「自分で出したごみは自分で片付けなさい」と子供に言うことは出来ない(3～5頁)。

(2) 廃棄物処理原則

廃棄物処理法は、原因者負担原則を基に、廃棄物処理原則を廃棄物法制度の根幹に置き、特に事業者に対する厳格な廃棄物処理責任を制度化し、処理の先延ばしは困難な仕組みになっているが、原子力の世界では、この当たり前の原則がないがしろにされており、1963年の原子力発電開始以来、54年が経過してなお、高レベル放射性廃棄物は安全・適正に最終処分されていない(3頁)。

(3) 各発電所内での保管

使用済核燃料と高レベル放射性廃棄物が大量に貯蔵・蓄積され続けており、それ以外の「低レベル」放射性廃棄物は各発電所内に保管され続けている(3～4頁)。

(4) 高レベル放射性廃棄物の最終処分場

電力事業者は、高レベル放射性廃棄物の処理をNUMOに委ねているが、最終処分場候補地の立地について科学的特性マップが公表されただけで、いつ処分地が決まるのか不透明なままである(3～4頁)。

(5) システムが未完結なままの再稼働

「トイレなきマンション」と言われて50余年、原子力発電システムは未完結なままであるが、原発に頼らなくても電力需要は満たされているにもかかわらず、再稼働を行い、使用済核燃料を更に積み上げようとしている(4頁)。

(6) 「そのうち誰かが何とかするだろう」

「そのうち誰かが何とかするだろう」というやり方は「現在のゴミを未来というゴミ箱に捨てているようなもの」である(4頁)。

(7) 2. 5万本の10万年間の脅威

日本には既に2.5万本分相当の高レベル放射性廃棄物が蓄積され、数万年から10万年(一部は100年以上)の間、地球環境に脅威を与え続ける(4～5頁)。

(8) 処分の困難と膨大なコスト

現在の技術で安全に処分することは極めて困難で、しかも膨大なコストがかかる(5頁)。

(9) 将来世代への押し付け

放射性廃棄物のリスクと巨大な処理負担は、その便益を直接受けない将来世代に確実に押し付けられる(5頁)。

(10) 大人の良識

原子力発電をシステムとしてみる時、私達は、この50余年間、片付けを怠って溜まり続けた使用済核燃料及び放射性廃棄物と、その行方につ

いての厳しい現実を見ることから始めなければならない。そして、50余年分のリスクとコストの蓄積とそれがさらに実現性の高い対策のないまま増大し続けているという冷徹な事実を見れば、「自分たちが出した有害なゴミを処分できるめどが立たない中、せめて、現時点ではこれ以上極めて危険な使用済核燃料や放射性廃棄物をむやみに増やすことだけは避けよう」と考えるのが大人の良識ではないだろうか(5頁)。

(11) 伊方3号炉再稼働の意味

使用済核燃料と高レベル放射性廃棄物の処理システムが完結せず、近い将来に完成する現実的見込みもない中で、相手方が伊方3号炉を再稼働する事は、原発構内において、行き場のない高濃度に汚染された放射性物質を使用済核燃料プールに貯蔵し続け、その絶対量を増大させる。使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れた時、原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない(6頁)。

(12) 処分場

そもそも50余年も高レベル放射性廃棄物を処理できなかった中、果たして近い未来に、どこかの自治体が10年以上続く最終処分場に対して、故郷の土地を提供するようになるのだろうか？いや、そもそも、地球上でも特に活動の激しい地殻変動帯である日本列島に10万年もの間安全に処理できる処分場などあるのだろうか(甲B497:土井和巳「日本列島では原発も『地層処分』も不可能という地質学的根拠」)(7頁)。

(13) 核燃料サイクルの行き詰まり

東海村の施設に代替する施設として、青森県の六ヶ所村に再処理工場が建設中であるが、1993年に着工し、99年に工場は完成したものの、実際の使用済核燃料を使用した試験でトラブルが重なり、2018年上期に営

業開始が予定されていたものの、その審査は遅れている(13～14 頁)。

(14) 核燃料サイクルは再生核燃料の使用の面でも行き詰まり

核燃料サイクルは、再生された核燃料の使用が予定されていたもんじゅの廃炉決定により行き詰まり、軽水炉で使用するプルサーマルも資源効率、コスト面、安全性のいずれの観点からも合理性がなく、平成 28 年末時点で 46.9 トンとなった我が国のプルトニウムの保有は安全保障上も大きな問題となっている(15 頁)。

(15) 貯蔵の限界

六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの貯蔵容量はガラス固化体 2880 本に過ぎず、2015 年現在、既に、1698 本が管理されており、現在も海外からの返還ガラス固化体を受け入れている。既に溜まっている使用済核燃料から排出されるガラス固化体が 2.5 万本相当あることからすれば、再処理が始まった場合、たちまち高レベル放射性廃棄物の貯蔵場所に困ることになる(16 頁)。

(16) プールでの長期貯蔵

六ヶ所村の使用済核燃料の中間貯蔵施設は、核燃料サイクルの目的である再処理が前提とされているから、仮に再処理が中止になれば、青森県外に返還されることになる。現実には再処理が進まない中、青森県の中間貯蔵施設への搬入には限界があることから、結局、各地の原発の使用済核燃料プールに長期貯蔵せざるを得ない。その結果、再稼働によって、やがて各原発の現在の貯蔵施設は満杯となり、使用済核燃料の行き場がなくなる(16 頁)。

(17) 場当たりの再稼働

極めて危険な放射性廃棄物について、その最終的な管理や処分について計画が決まらないまま、場当たりに再稼働をしているのが現状なので

ある(16 頁)。

(18) 放射性廃棄物の量

使用済核燃料を全て再処理しガラス固化体にしたと仮定すると、その量は2万5000本といわれており、また、「低レベル」放射性廃棄物の量も、原子力施設内だけで60万本を超えるドラム缶に保管されている(17 頁)。

(19) 貯蔵の余裕はない

使用済核燃料の貯蔵容量は全国的に余裕のない状態であるが、伊方原発の使用済核燃料貯蔵量は610トンUで、管理容量940トンU、残余年数は8.8年しかない。また、放射性廃棄物の貯蔵設備容量に対する貯蔵量も同様に余裕のない状態であるが、伊方原発は、28,792本/38,500本(74.8%)であり、やはり余裕はない(20 頁)。

(20) 使用済核燃料の危険性

使用済核燃料には未燃焼のウランと生成されたプルトニウム等の放射性物質が含まれており、極めて高い放射能毒性を帯び、かつ長期間にわたって崩壊熱を発生続ける。この崩壊熱の除去が出来なければ、燃料ペレットや燃料被覆管の温度が上昇し、溶融や損傷、崩壊、ジルコニウム火災、爆発が起き、放射性物質を広範にまき散らす危険がある(21 頁)。

(21) 膨大なバックエンドコスト

使用済核燃料の処理・処分コストは18兆8000億円に上るとされているが、使用済核燃料の全量、劣化ウラン・回収ウラン・使用済MOX燃料のコスト、高レベル放射性廃棄物やTRU廃棄物の最終処分場のコスト、再処理工場の処理能力等を考慮すると、遥かに大きなバックエンドコストがかかることになる(22～23 頁)。

(22) 「原子力政策大綱」違反

「原子力政策大綱」(平成17年10月11日)は、「原子力の便益を享受し

た我々の世代は、これに伴って発生した放射性廃棄物の安全な処理・処分への取り組みに全力を尽くす責任を、未来の世代に対し負っている。」としているが、現実的な目途は立っていない(24～27 頁)。

(23) 日本学術会議の提言違反

原子力委員会の依頼に対する日本学術会議の回答(甲 B 109)は、「暫定保管」というモラトリアム期間を設定して意思決定の手順と合意形成の道を多段階で構想するとともに、高レベル放射性廃棄物が無制限に増大することに歯止めを掛ける「総量管理」を提言しているが、本件再稼働は、放射性廃棄物処理の先延ばしに過ぎず、日本学術会議が提言する「総量管理」の考え方も真っ向から否定するものである(27～28 頁)。

(24) 再稼働のリスク

再稼働による使用済核燃料の保管の長期化(時間的なリスクの増大)、総量の増加(量的なリスクの増大)、保管密度の増加(使用済核燃料相互の影響など質的なリスクの増大)は、総体として、伊方3号炉のリスクを増大させている。しかも、使用済核燃料によるリスクの増大については、既に50余年前から予測できたことであり、相手方ら原子力発電事業者は、「いつかは核燃料サイクルが正常に機能すること(または、何にせよ国が面倒を見てくれること)」に期待して、対応を怠ってきたばかりか、更に、福島原発事故後は、既存の核燃料プール等を堅固にする等の対策の費用が巨額となり、かつ再稼働までの年限を長期化させてしまうため、必要なりスク対策を怠り続けている(41 頁)。

2 相手方の主張

原告人らの上記主張に対し、相手方は全く反論していない。これは、原告人らの上記主張が紛れもない真実であり、反論できないから反論していないものと理解するしかない。

反論できないなら、反論という体裁をとった準備書面(19)を提出する必要はないと思われるが、相手方は、まるで古びたお題目を唱えるかのように、現実には全く機能していない放射性廃棄物の処理方法を書き連ねているだけである。

この相手方の態度は、現実の放射性廃棄物の問題にひたすら目を瞑ったまま、再稼働を強行しようとしている相手方の無責任極まりない反社会的な姿勢を端的に示すものに他ならない。

上述したように、高レベル放射性廃棄物の保管には10万年を要するとされている(楠戸伊緒里「放射性廃棄物の憂鬱」(甲B108)も同旨)が、10万年というと、現在のホモ・サピエンスがアフリカで誕生したのが10万年前とされており、そのような長期間の保管に誰も責任を持つことは出来ないのである。

第3 低レベル廃棄物

相手方は、「放射性物質の濃度を監視」する等しながら放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物を環境に放出している事実を認めている(2頁)が、2016年7月25日付債権者ら「答弁書に対する反論」(答弁書での論点中、個別準備書面で触れない論点についての反論)11~13頁記載のとおり、伊方原発からは、大量のトリチウム、放射性希ガス、放射性ヨウ素等を放出しており、原発と白血病や癌との関係を示すドイツ、玄海原発、泊原発での調査結果によれば、伊方原発周辺での白血病や癌の発症率も高い筈であるが、疫学調査のようなものは全く行われていない。

第4 使用済のウラン燃料、MOX燃料

相手方は、使用済燃料は、六ヶ所村の再処理工場において再処理すると主張している(4頁)が、その再処理の目途が立たず、使用済ウラン燃料が使用済核燃料プールに溜まり続けていることは既に指摘したとおりである。そして、つい最近である2017年12月22日、日本原燃は、2018年度上期と

していた完成時期をさらに3年先に延期すると発表した。実に23回目の延期であり、再処理の行方はより一層混迷を深めている(甲B498)。

このように再処理の見通しが立たず、六ヶ所村の再処理工場に使用済核燃料を搬出することが出来ない為、相手方は、既に伊方原発敷地内に使用済核燃料を保管するための乾式貯蔵施設を設置することを決定したと報じられている(甲B499)。

しかも、伊方3号炉ではMOX燃料を使ったプルサーマルを行っており、プルサーマルに使用した後、使用済MOX燃料が発生するが、使用済MOX燃料の再処理技術は実用化しておらず(鈴木達治郎「核兵器と原発—日本が抱える「核」のジレンマ」(甲B500)、使用済MOX燃料は伊方原発の使用済核燃料プールに溜まり続けることになる。しかも、使用済ウラン燃料の冷却期間が30～50年であるのに対し、使用済MOX燃料の冷却期間は約10倍の300～500年を要するとされており、伊方原発サイトの危険は極めて長期間継続することとなる。相手方が会社としていつまで存続するのか知れないが、このような長期間の冷却保管に責任を持つことが出来るのか、甚だ疑問である。

因みに、火山ガイド(乙180)では、「原子力発電所の運用期間中に火山活動が想定され、それによる設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価できない場合には、原子力発電所の立地は不適と考えられる。」(1頁)と規定しているが、火山ガイドでは、「原子力発電所の運用期間とは、原子力発電所に核燃料物質が存在する期間とする。」(2頁)と定義されているのである。

以上